

「初等教育カリキュラム研究」執筆要項

平成 24 年 4 月 26 日制定

令和 2 年 8 月 19 日改訂

令和 4 年 4 月 18 日改訂

1. 執筆の原則

- (1) 投稿原稿は未発表のものに限る。ただし、口頭発表はこの限りではない。
- (2) 提出する原稿は、剽窃防止ソフトを使用して論文内容を確認し、その結果（PDF ファイル）を原稿提出時に添付しなければならない。

2. 原稿の様式

A. 和文で執筆する場合

- (1) 原稿は、編集委員会が指定する文書ファイル（以下、電子原稿テンプレート）を用いて作成する。電子原稿テンプレートは、下記の初等教育カリキュラム学会の Web サイトからダウンロードできる。
<https://seec-web.com/journal/>
なお、投稿する際には、電子原稿（事務局用の完全原稿）と、本文中の執筆者の氏名等を秘匿した電子原稿（査読用）の 2 種類を作成すること。
- (2) 原稿の 1 ページ目には、題目（必要であれば副題）、執筆者名を順に記入する。題目（副題）と執筆者名の間は 1 行空ける。副題がある場合には、副題の前後をダッシュ「—」で囲むこと。副題とダッシュの間にはスペースを挿入しない。
- (3) 1 ページ目の脚注には、執筆者の所属機関を、番号を付して明記する。また、執筆者名の右肩に、所属機関名に付した番号を上付きで明記する。なお、現職教員が大学院生としての身分を併せ持つ場合、その所属機関を併記する。
- (4) 執筆者名に続けて、1 行空けて 400 字以内の要約、1 行空けてキーワード（3 から 5 項目）を書き、さらに 2 行空けて本文を書き始める。
- (5) 最終ページに英文で、上記の(2)~(4)に対応させて、題目（必要であれば副題）、執筆者名、所属機関名、250 語以内の要約、キーワード（3 から 5 項目）を記入する。題目は、タイトルケース（題目、副題の最初の語及び主要語と 4 文字以上の語の最初をすべて大文字で表記する。小文字で始めるのは 3 文字以下の接続詞、冠詞、前置詞とする）を用いること。副題がある場合、題目の後ろに半角コロン「:」を打ち、改行して副題を書くこと。
- (6) 原稿のページ数は図表等を含めて原則 10 ページまでとする。
- (7) 人を対象とする研究（インタビューや観察、アンケート調査および授業研究等）を行った場合は、どのような倫理的配慮を行ったかを本文中に必ず明記すること。また、研究倫理審査を受けた場合には、審査を受けた機関名や審査番号を本文中に明記すること。
- (8) 電子原稿（査読用）を作成する際には、執筆者氏名、執筆者の所属機関名、外部資金名は、その文字数分の XXXX で置き換えて秘匿すること。また、研究倫理審査に関する記載がある場合には、審査を受けた機関名や審査番号を秘匿すること。

B. 英文で執筆する場合

- (1) 原稿は、編集委員会が指定する文書ファイル（以下、電子原稿テンプレート）を用いて作成する。電子原稿テンプレートは、下記の初等教育カリキュラム学会の Web サイトからダウンロードできる。 <https://seec-web.com/journal/>
なお、投稿する際には、電子原稿（事務局用の完全原稿）と、本文中の執筆者の氏名等を秘匿した電子原稿（査読用）の 2 種類を作成すること。
- (2) 原稿の 1 ページ目には、題目（必要であれば副題）、執筆者名を順に記入する。題目（副題）と執筆者名の間は 1 行空ける。題目の書き方は、2. A (5) に従うこと。
- (3) 1 ページ目の脚注には、執筆者の所属機関を、番号を付して明記する。また、執筆者名の右肩に、所属機関名に付した番号を上付きで明記する。なお、現職教員が大学院生としての身分を併せ持つ場合、その所属機関を併記する。
- (4) 執筆者名に続けて、1 行空けて 250 語以内の要約、1 行空けてキーワード（3 から 5 項目）を書き、さらに 2 行空けて本文を書き始める。
- (5) 最終ページに和文で、上記の(2)~(4)に対応させて、題目（必要であれば副題）、執筆者名、所属機関名、約 1000 字の要約、キーワード（3 から 5 項目）を記入する。
- (6) 原稿のページ数は図表等を含めて原則 10 ページまでとする。
- (7) 人を対象とする研究（インタビューや観察、アンケート調査および授業研究等）を行った場合は、どのような倫理的配慮を行ったかを本文中に必ず明記すること。また、研究倫理審査を受けた場合には、審査を受けた機関名や審査番号を本文中に明記すること。
- (8) 電子原稿（査読用）を作成する際には、執筆者氏名、執筆者の所属機関名、外部資金名は、その文字数分の XXXX で置き換えて秘匿すること。また、研究倫理審査に関する記載がある場合には、審査を受けた機関名や審査番号を秘匿すること。
- (9) 英文校正は執筆者が各自で済ませ、提出すること。

3. ページ設定

A.和文で執筆する場合

- (1) 原稿の用紙サイズは A4 判とする。
- (2) 原稿の文字数と行数は、2 段組み、24 字×47 行とする。
- (3) 原稿の余白は、上 25mm、下 30mm、左 20mm、右 20mm とし、ページ番号をつけること。

B.英文で執筆する場合

- (1) 原稿の用紙サイズは A4 判とする。
- (2) 原稿は 10.5pt で 47 行とする。
- (3) 原稿の余白は、上 25mm、下 30mm、左 20mm、右 20mm とし、ページ番号をつけること。

4. フォントと句読点

- (1) 原稿のフォントは、和文には MS 明朝体を、数字・アルファベットには Century 体を使用する。
- (2) フォントサイズは、題目 15 ポイント、副題 12 ポイントとする。執筆者名、要約、キーワード、本文および図表のタイトルは 10.5 ポイントとする。注、参考文献および 1 ページの脚注は 9 ポイントとする。
- (3) 数字とアルファベットは半角とする。その他の文字は原則として全角とする。

(4) 和文論文の句読点は「,」「。」, 英文論文の句読点は「,」「.」(ピリオド)を使用する。

5. 図表

- (1) 図表等は, そのまま印刷できる原図を作成すること。
- (2) 図表等は, 原則として白黒とする。特に必要とする場合(カラー写真の使用等)は着色を認めるが, 印刷・製本に要する費用は投稿者が負担する。
- (3) 原図は原稿中に挿入すること。なお, 割付の都合上, 挿入位置が多少ずれる場合がある。
- (4) 図表等には, それぞれに通し番号とタイトルを記載する。通し番号は図と表を区別して記載する。記載する位置は, 図や表等は **Publication Manual of the American Psychological Association** の第 7 版(2020)に準拠し, 図表番号, タイトルと共に左寄せする。図表番号とタイトルは, 図及び表の上に配置する。また, 図表が複数ページにまたがらないようにレイアウトすること。ただし, 1 ページの中に収められない長い表は除く。

6. 注および参考文献

- (1) 注および参考文献一覧は論文末に一括して掲げる。
- (2) 注は本文の内容を補足する場合に使用すること。参考引用文献の情報は参考文献一覧に掲載すること。
- (3) 参考文献は, 和文資料と英文資料に分け, 和文は五十音順に, 英文はアルファベット順に並べること。以下の形式に従う。論文の場合は, 著者, 発表年, 論文名, 雑誌名, 巻号, ページ数の順に記載すること。本の場合は, 著者(および訳者), 発行年, 書名, 発行所の順に記載すること。また, 編著本の場合は, 著者, 発行年, 題名, 編著者, 書名, ページ, 発行所の順に記載すること。インターネット上の情報の場合は, URL を末尾に記載し, 検索年月日は不要とする。

7. 提出物および提出方法

- (1) 投稿する際には, 電子原稿(事務局用の完全原稿)と, 本文中の執筆者の氏名等を秘匿した電子原稿(査読用)および剽窃防止ソフト使用結果をいずれも PDF ファイルで, 提出すること。なお, 剽窃防止ソフトでの確認が難しい場合は, その確認を編集委員会に依頼すること。
- (2) 提出期間は日本時間の 8 月 24 日~8 月 31 日 23 時 59 分 59 秒とする。期限をこえた投稿は一切受け付けない。
- (3) 提出は投稿フォーム(Google Forms)を通じて行うこと。投稿フォームへのリンクは初等教育カリキュラム学会のウェブページに投稿開始日までに掲示される。なお, Google Forms の利用には Google アカウントが必要であるので, 事前に作成すること。

8. 原稿の修正と校正

- (1) 原稿提出後の加筆・修正は, 原則として認めない。ただし, 編集委員会が特に必要であると認めた場合はその限りではない。
- (2) 執筆者による校正は 1 回とし, その内容は誤字脱字の修正のみとする。なお, 体裁を整えるために編集委員会が校正を行うことがある。
- (3) 修正の結果, 刷り上がりの研究論文・実践論文・研究ノート・実践ノート等のページ数が, 10 ページを超える場合の経費は, 執筆者の負担とする。

附則

この規程は、平成 24 年 4 月 26 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 5 月 29 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 6 月 4 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 1 月 9 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 1 月 7 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 1 月 6 日から施行する。

この規程は、令和 1 年 8 月 21 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 8 月 19 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 18 日から施行する。